

## 4 人権教育

### (1) 人権教育の基本的な考え方

#### 基本的な考え方

近年の人権を取り巻く情勢は、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年閣議決定）で指摘されているように、今日においても、生命・身体の安全に関わる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また、日本社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じている状況にある。

特に、次代を担う児童生徒に関しては、いじめや体罰、子どもの貧困や虐待など子どもの人権に関わる問題は依然として深刻である。

こうした人権問題の現状を踏まえ、全ての人の尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会を実現するためには、一人一人が人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠である。

国連の「人権教育のための世界計画」では、「人権教育には、人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修又は情報に関する取組が含まれる」とした上で、「知識及びスキル」「姿勢」「行動」を育成するプロセスであるとしている。そこで、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受け止めるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められる。

#### 京都府の取組

京都府においては、これまで同和問題等の様々な人権問題の解決に向けた施策を積極的に展開してきた。こうした諸施策の成果と課題及び人権をめぐる国際的、国内的状況を踏まえ、平成27年12月に「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」（以下「推進計画（第2次）」という。）が策定された。

さらに、京都府教育委員会では「推進計画（第2次）」や「第2期京都府教育振興プラン」を踏まえ、人権教育についての基本的な考え方と年度ごとの重点的取組事項を明らかにするため「人権教育を推進するために」を策定している。「推進計画（第2次）」においては、「人権という普遍的文化を京都府において構築すること」を目標としている。この目標を達成するために、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が、社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会の実現を目指して、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しなければならない。

このため、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、それが日常生活において自然に態度や行動として現れるようになることが大切である。また、同和問題等の様々な人権問題の正しい理解や認識の基礎を培い、自ら気付き、主体的に考え、解決しようとする意識・態度・実践力を育成することが求められる。

そこで、人権教育は、生涯学習の視点に立ち、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが連携・協働して、これらを推進していく必要がある。

「推進計画（第2次）」は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、京都府の人権教育・啓発の基本的指針を示したものである。

## 人権教育の動向

### 国・府関係

昭和

- 38 同和教育の基本方針(京都府教育委員会)
- 40 同和対策審議会答申

平成

- 8 地域改善対策協議会意見具申
- 9 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画
- 11 人権教育のための国連10年京都府行動計画
- 12 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 14 人権教育・啓発に関する基本計画
- 16 人権教育の指導方法等の在り方について[第一次とりまとめ]
- 17 新京都府人権教育・啓発推進計画  
人権教育を推進するために(京都府教育委員会)毎年度発行
- 18 人権教育の指導方法等の在り方について[第二次とりまとめ]
- 20 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
- 23 京都府教育振興プラン

- 28 京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)  
京都府教育振興プラン(平成28年度改定版)  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
部落差別の解消の推進に関する法律

令和

- 2 第2次京都府子どもの貧困対策推進計画  
第2期京都府教育振興プラン

### 国連関係

1948 世界人権宣言

1994 人権教育のための国連10年  
(1995年～2004年)

2005 人権教育のための世界計画  
(第1フェーズ)

2010 人権教育のための世界計画  
(第2フェーズ)

2014 人権教育のための世界計画  
(第3フェーズ)

2020 人権教育のための世界計画  
(第4フェーズ)

主な法令等のみ掲載(詳しくは「人権教育指導資料—2つのアプローチから—第4版(令和元年度)(京都府教育委員会)を参照)

## 4 人権教育

### (2) 人権教育を推進するため

#### あらゆる教育活動を

#### 通した人権教育の推進

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。

常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にした教育を推進することが重要である。その際、学校や地域の実態・課題の状況などを十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく必要がある。

#### 人権問題の解決に向けて実践する態度の育成

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理義に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題等の様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい（《参考資料》参照）。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」から抜粋

#### 【参考】

「人権教育を通じて育てたい資質・能力」  
自分の人権を守り、他者の人権を守るために実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を  
守ろうとする意識・意欲・態度

人権に関する知的理義  
(知識的側面)

関連

人 権 感 覚

(価値的・態度的側面／技能的側面)

全ての関係者の人権が尊重されている教育の場としての学校・学級  
(人権教育の成立基盤としての教育・学習環境)

## **基礎学力の定着と希望進路の実現**

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保幼小で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善などにより基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校（園）に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」に記載されているので、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

## **学校、家庭、地域社会及び関係諸機関の連携・協働**

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間及び地域、関係諸機関等と連携を図り、「第2次京都府子どもたちの貧困対策推進計画」（令和2年3月策定）の趣旨も踏まえ、個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

## **教職員の人権意識の高揚**

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底する必要がある。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることが重要である。

### 《参考資料》

- 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府 令和3年3月）
- 「人権教育に関する教職員の意識調査」（京都府教育委員会 令和2年4月）
- 「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会 毎年度発行）
- 「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版（令和元年度）」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「人権学習資料集（高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成22年、平成31年）
- 「人権学習資料集（中学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成21年、平成30年）
- 「人権学習資料集（小学校編Ⅰ～Ⅳ）」（京都府教育委員会 平成18年～20年、平成29年）
- 「人権学習実践事例集（小学校編 中学校編 高等学校編）」（京都府教育委員会 平成24年～26年、令和2年）
- 「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」（京都府教育委員会 平成30年3月）

4 人権教育  
(3) 個別の人権問題の取組  
ア 〈同和問題・女性・子ども・高齢者〉

**同和問題**

「同和対策審議会答申」（昭和40年）が示した、同和問題は人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識の下に、同和問題に関わる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、様々な面で存在していた較差が大きく改善されてきた。同和問題に関する偏見や差別意識については、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいる。しかしながら、結婚に関わる問題や住宅購入にあたっての忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な書き込みなどで顕在化する場合が見られる。「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月施行）に示されている、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」という認識の上に立って、同和問題を人権問題の重要な柱として位置付け、解決に向けた取組を推進することが求められている。

学校教育においては、同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、あらゆる教育活動を通して取組を推進しなければならない。また、近年の部落史研究の成果を踏まえるとともに、今日的な課題を取り入れるなどの学習内容の改善や学習方法の工夫により、同和問題についての正しい理解や認識の基礎を培い、同和問題に関する偏見や差別意識の解消を目指すとともに、一人一人を大切にした教育を推進する中で、その解決に向けて積極的に取り組むことが重要である。

**同和教育の中で積み上げられてきた成果と手法**

＜成果＞

- ・長欠、不就学の解消
- ・高校、大学進学率の向上
- ・就職差別撤廃の取組の充実（統一応募用紙の制定等）

＜手法＞

- ・一人一人の課題とその背景を分析し、学力の充実や進路保障に努める取組
- ・校長のリーダーシップのもとの全教職員が一致した体制と課題解決に向けた具体的な取組
- ・科学的、実証的に差別に対する認識を深め、具体的な問題を通して人権意識を高める取組

**女性の人権問題**

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にある。

京都府では、こうした認識の下、女性の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成16年に「京都府男女共同参画推進条例」が策定された。その中で、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど性別による人権侵害の禁止等がうたわれている。

学校教育においては、男女平等を基本とする教育を一層推進するとともに、児童生徒に男女共同参画社会の担い手としての資質や能力を身に付けさせることが求められている。

### **子どもの人権問題**

近年、いじめや子どもの貧困及び児童虐待、また、SNS等を介した誹謗中傷やインターネット上の有害情報の氾濫、児童買春・児童ポルノなどの子どもに関わる犯罪等、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがある。日本は平成6年に「子どもの権利条約」を批准し、子どもを権利の主体と認め、その権利を保障するとしているが、今なお十分に認識されていない。

学校教育においては、まず何よりも子どもの人権を侵害する行為である体罰の根絶に努めなければならない。また、いじめ、不登校など、個々の事象に適切に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校・家庭・地域社会の連携による総合的な取組を推進し、子ども一人一人の人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育ち、安心・安全に暮らせる環境づくりを進める必要がある。さらに、教職員はいじめや子どもの貧困及び児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見・早期対応に努めなければならない。

### **高齢者の人権問題**

高齢化が一層進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加している。自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者も増えている。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生している。また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情がある。たとえ寝たきりや認知症になったとしても、高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進めることが必要である。

学校教育においては、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、超高齢社会や高齢者についての正しい理解と認識を深めるとともに、児童生徒が自分自身の問題として捉えることができるよう、学習活動を充実することが大切である。

## 4 人権教育

### (3) 個別の人権問題の取組

#### イ 〈障害のある人・外国人・患者等・犯罪被害者等〉

#### 障害のある人の人権問題

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められている。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があるなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍などの違いに関わらず、はじめから全ての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービスなどをデザインしようという「ユニバーサルデザイン」や社会的援護を要する人々を込み込む社会の確立を目指す「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきており、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行された。

京都府においては、「京都府障害者基本計画」や「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」、「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人が支え合う社会づくり条例」を策定し、障害のある人がライフステージの全ての段階で、社会・経済・文化の各分野で平等に参加、活動できる社会の実現を目指している。

学校教育においても合理的配慮や発達障害等を含めた障害のある人に対する正しい理解と認識を促し、障害のある人が社会の一員として充実した生活が営めるよう学習機会の充実に努めることが必要である。

#### 外国人の人権問題

国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住したりする外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきている。新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違いなどから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題などが指摘されている。

また、従来から日本に居住してきた在日韓国・朝鮮の人々に対しては、地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われるなど、依然として人権侵害が発生している状況から、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行され、民族や国籍等による不当な差別的言動のない社会の実現に寄与することが重要である。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤とした国際理解教育に努め、諸外国や他の民族についての正しい理解と認識を深めるとともに、その違いと主体性を認め、互いに理解し尊重する能力と態度を養うことが大切である。

**ハンセン病・感染症  
・難病患者等の人権問題** エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されている。こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もある。

学校教育においては、エイズに対する正しい知識を身に付けさせ、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努める必要がある。

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気であるが、未だに、病気に対する誤解や偏見が根強く残っており、ハンセン病患者や回復者にとどまらず、その家族に対しても根強い社会的な偏見や差別が存在している。

学校教育においては、ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、偏見や差別の実態について学習することを通して、偏見や差別を解消しようとする態度を身に付けさせることが求められている。

**犯罪被害者等の人権問題** 犯罪被害者とその家族又は遺族は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられている。

学校教育においては、このような犯罪被害者とその家族又は遺族の直接的、さらには二次的な被害について正しい理解と認識を深め、犯罪被害者等の置かれている状況等に関する理解の促進を図る学習活動を充実することが大切である。

**様々な人権問題** 様々な人権問題として、ホームレス、性的指向・性自認、刑を終えて出所した人、アイヌの人々、婚外子、北朝鮮当局による拉致問題等があり、これらの解消に向けた取組が必要となっている。さらに、京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経緯によって、教育を受ける機会が保障されなかつた人々に関する識字の問題があり、近年では新たに来日した外国籍府民の識字の問題も指摘されている。

**性的指向・性自認** 性的指向・性自認についての理解を深め、多様な性の在り方やL G B T (Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender) 等の概念について正しく理解・認識し、誰もが安心して暮らしていくための教育・啓発を推進することが大切である。学校では、平成28年4月1日付けで文部科学省から出された「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を踏まえ、適切な指導に努める必要がある。

**社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題** 社会情勢の変化等により、インターネット社会における人権の尊重、個人情報の保護、安心して働く職場環境の推進、自殺対策の推進等、人権に関わる課題が顕在化している。

また、新型コロナウィルス感染症に関して、感染者や医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の未然防止に向けての取組を進める必要がある。ここまで述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、人権教育を推進しなければならない。